

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第135号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年8月7日（日） 08時30分ごろ	
発生場所	東京都大田区所在の羽田空港南東沖 東京沖灯浮標から真方位248° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 31.8′ 東経139° 49.2′)	
事故等調査の経過	平成23年8月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ユートピアⅡ、5トン未満（長さ7.16m）	
船舶番号、船舶所有者等	232-14138埼玉、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、羽田空港南東沖を航行中、平成23年8月7日08時30分ごろ増速不能になった。</p> <p>主機は、船長が燃料タンク出口の燃料フィルターの掃除を行ったものの、回転数が上昇しなかった。</p> <p>本船は、09時30分ごろ通り掛かった海上保安部の巡視船に救助を要請し、えい航されて荒川上流に停船した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>本船は、船尾に機関室が配置されており、船長は、主機を始動する前、主機周り、オイルの量、ベルトの状況、水漏れなどの点検を行ったのち、主機を始動し、主機の運転音、水漏れなどの点検を行っていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者が主機の点検を行ったところ、燃料ポンプ付きフィルターの閉塞が発見された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、羽田空港南東沖を航行中、主機の燃料ポンプ付きフィルターが閉塞したことから、燃料の供給が阻害され、増速不能になったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、羽田空港南東沖を航行中、主機の燃料ポンプ付きフィルターが閉塞したため、燃料の供給が阻害されたことにより発生したものと考えられる。	